社会福祉法人朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷相談支援事業所
（特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所）運営規程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会が開設するあさごふれ愛の郷 相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、事業所の人員及び管理・運営に関する事項を定め、指定特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

（事業所運営の方針）

第2条　事業所は、相談支援を利用する障がい者（児）（以下、「利用者」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれてい

る環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならないものとする。

2　事業の実施に当たっては、朝来市（以下「市」という。）、地域の保健・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3　事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、支給決定障がい者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

4　前３項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称　　あさごふれ愛の郷相談支援事業所

（2）所在地　兵庫県朝来市新井73番地1

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条　事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者　1名

事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（2）相談支援専門員　3名

利用者等の日常生活全般に関する相談業務及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う

ア　アセスメントを実施すること

イ　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成すること

ウ　サービス等利用計画を利用者等に交付し同意を得ること

エ　モニタリングを実施すること

オ　市の委託事業等（市町相談支援事業、障がい程度区分認定調査等）にかかる業務を行う。

カ　その他必要な相談及び援助

（営業日及び営業時間）
第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（1）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝休に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く
（2）営業時間　8時30分から17時15分とする

（指定計画相談支援等の提供方法及び内容）
第6条　指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。
（1）利用者等からの日常生活全般に関する相談
（2）アセスメントの実施
（3）サービス等利用計画案の作成
（4）サービス担当者会議の開催
（5）サービス等利用計画の作成
（6）継続的なモニタリングの実施
（7）前各号に附帯するその他必要な相談支援、助言等

（利用者等から受領する費用及びその額）
第7条　事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画作成対象障がい者等から計画相談支援給付費及び障がい児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2　第1項の費用の支払いを受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）
第8条　事業所の通常の事業の実施地域は、朝来市内とする。

（虐待防止対策）
第9条　事業所は、利用者の人権を擁護する為、虐待防止及び身体拘束の禁止を目的に、委員会を設置し必要な研修や情報共有を行う。

（苦情解決）
第10条　事業所は、提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2　事業所は、提供した事業に関し市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

（事故発生時の対応）
第11条　事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（秘密の保持）
第12条　従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2　従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事

者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

（記録の保管）
第13条　事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
2　事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から5年間保存する。

（補則）
第14条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長が別に定めるものとする。

附　則
1．この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
1．この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
1．この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
1．この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
1．この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
1．この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
1．この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。
1．この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
1．この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。